

## 【 投薬 】

### 337 下痢症等に対するモサプリドクエン酸塩水和物の算定について

《令和6年10月31日》

#### ○ 取扱い

次の傷病名に対するモサプリドクエン酸塩水和物（ガスマチン錠等）の算定は、原則として認められない。

- (1) 下痢症
- (2) 胃癌
- (3) 十二指腸潰瘍
- (4) 逆流性食道炎

#### ○ 取扱いを作成した根拠等

ガスマチン錠の添付文書の効能・効果は、「慢性胃炎に伴う消化器症状（胸やけ、恶心・嘔吐）、経口腸管洗浄剤によるバリウム注腸X線造影検査前処置の補助」である。

本剤の薬理作用は、上部及び下部消化管運動促進作用であり、上記疾患に対する有用性は乏しい。

以上のことから、上記傷病名に対するモサプリドクエン酸塩水和物（ガスマチン錠等）の算定は、原則として認められないと判断した。